宴　会　規　約

2026年11月改正

株式会社メモリードグループでは、宴会・貸会場のご予約およびご利用に関して以下の通り定めております。
必ずご一読の上、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

1、お申込み

お申込みの際は、次の事項をお申し出いただきます。

① 主催者の氏名・住所及び連絡先
② 開催日・ご利用時間及び会合名
③ 会合の趣旨・内容及び人数
④ その他会場側が必要とする事項

貸会場並びに一般会場の場合につき、催し物の内容・使用目的によってはお断りすることがあります。

2、利用契約締結の拒否・解約

以下の場合は予約のお断り、又は契約を取り消し、ご利用を中止させていただきます。
これによって生じる損害については、当館側では一切の責任を負いません。

○ 公序良俗に反し、あるいは反するおそれのある行為、又は催し物
○ お申込みの内容と目的が実際と異なる催し物の場合
○ 申込者又は利用者の全部又は一部が、反社会的勢力又はその関係者と判明した場合

反社会的勢力とは、次のいずれかに該当する者をいう。

① 「暴力団」：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
② 「暴力団員」：法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
③ 「暴力団員等」：暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
④ 「暴力団準構成員」：暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下本条において同じ。）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者をいう。
⑤ 「暴力団関係企業」：暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの、又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
⑥ 「総会屋等」：総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活に脅威を与える者をいう。
⑦ 「社会運動等標ぼうゴロ」：社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
⑧ 「特殊知能暴力集団等」：上記①から⑦までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。
⑨ その他上記①から⑧に準ずる者

3、キャンセルポリシー

上記の内容やお客様のご都合で催し物自体をキャンセルされる場合にはキャンセル料をご請求いたしますのでご了承ください。

31日前まで	……	無料
30日前～16日前	……	お見積額の20%
15日前～7日前	……	お見積額の30%
6日前～ 3日前	……	お見積額の50%
2日前～前日	……	お見積額の80%
当日	……	お見積額の100%

4、有料人数の最終確認

お料理の人数の変更は当日を含め営業日5日前までとさせていただきます。変更理由がいかなる場合でも例外とはなりません。

6日前まで	……	無料
5日前から当日	……	料理金額100%

5、禁止事項及び制限

次に掲げる各項目は禁止事項となっており、該当した場合は施設管理権に基づき退去していただくことがありますので、ご注意くださいますようお願いいたします。

① 当館の承諾を得ない表示物の張付、展示、物品配布、宣伝、撮影、録音、寄付行為等
② 所定の場所以外での喫煙や火気使用による展示会および作業、危険物の持ち込み
③ 動物（盲導犬・聴導犬・介助犬を除く）の持ち込み
④ 館外からの食事、飲物類の持ち込み、持ち帰り
⑤ 悪臭を発する物品の持ち込み
⑥ 当式場に備え付け備品の移動
⑦ 従業員に対して脅迫的な言動、暴力的な行為、その他これに準ずる行為をすること
⑧ 賭博等風紀を乱す行為、又は他のお客様のご迷惑になるような言動
⑨ ご予約時の使用目的以外での利用
⑩ 乗り物を運転されるお客様の飲酒
⑪ その他法律・条例で禁じられている行為

6、ご精算

式場よりご請求書を提示させていただきますので、現金又は銀行振込によりご施行月の翌月末までにお支払いください。

7、装飾・余興等の手配

施行に関する装飾・装花・音響照明・余興・引出物等（以下、「装飾等」という。）につきましては、式場より指定業者に手配させていただきます。
また、式場側了解のもとお客様が直接手配される場合には、装飾等の設営・搬入・搬出等の方法につきましては、式場の美観、導線等のことを踏まえて式場のルールに従っていただきます。

8、宴会時間と追加室料

パーティ会場のご利用は、設営から撤去を含め、事前にスタッフと打合せて頂いた時間内で終了されますようお願いいたします。このパーティ時間を超過された場合には所定の追加料金を頂きます。

9、損害賠償

お客様（お客様側のすべての関係者を含む）は、当館の施設、計器備品等を破損しないようご注意ください。
当館の施設、計器備品等を破損した場合には、その修復に要した費用をご請求させていただきます。

10、個人情報保護法

お客様に関する個人情報は、お客様の希望事項遂行に必要な場合及び法令に基づく場合以外は、お客様の同意なく、第三者に開示・提供することはございません。

11、当式場施設内における事故・盗難等

当式場施設内において発生した事故・盗難及び、お客様ご自身でお持ち込みされた物品等の破損・紛失等については、原則として、当式場は一切の責任を負いかねます。

12、健康状態の確認

感染症の疑いがある体調不良のお客様がいらっしゃった場合は、その方のご入館をお断りさせていただきます。

以上、宴会規約について上記内容の説明を受けたことを確認します。

年　　月　　日　会社（団体）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿